

日本遺産「日本遺産会津地域観光アドバイザー」認定事業に係る
調査・テキスト作成業務委託 仕様書

1. 業務名

日本遺産「日本遺産会津地域観光アドバイザー」認定事業に係る調査・テキスト作成業務委託

2. 業務の目的

今後増加すると予想される国内外の会津への観光客に対し、日本遺産の案内や旅行についてのアドバイスを行う事ができる人材の育成を目的とし、実際に身につけてほしい情報や知識の習得に向けた講習会を実施するため、必要な調査及び参考テキスト2種類の版下作成を行う。

また、地域への日本遺産の普及啓発を目的に、地域の小学生を対象とした学習用テキストの版下についても作成する。

3. 業務の内容

「日本遺産会津地域観光アドバイザー」認定に係るテキスト作成のための調査、及びテキストの版下作成

4. 委託期間：

契約締結日から平成30年2月28日まで

5. 契約金額（上限額）：4,453,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

6. 仕様

1) 日本遺産、及び会津17市町村地域の特徴と観光素材についてテキストの作成に必要な情報、素材の収集及び歴史等の調査。

※必要に応じて事務局と協議を行いながら業務を進めること。

2) 学習用テキスト

①規格：A3 二つ折、4色カラー、両面

（印刷：コート紙 44.5 kgを想定）

②テキストに、文化庁のシンボルマーク、日本遺産ロゴマーク、文化庁補助事業名「日本遺産魅力発信推進事業」を記載すること。

③日本遺産の説明と、認定された「会津の三十三観音めぐり」のストーリーの説明を記載するとともに、主な認定文化財、歴史的背景などについても盛り込んだ内容とすること。

④小学生（高学年）が理解できる分かりやすい内容とすること。

⑤学習資料として使用できるよう、宗教・思想等に配慮した内容とすること。

3) 一般講習会用テキスト

①規格：A4、4色カラー、30ページ程度、中綴じ

（印刷：上質紙 44.5 kgを想定）

②日本遺産「会津の三十三観音めぐり」の概要や認定文化財を解説する内容と

し、関連する歴史や逸話、伝承などについても合せて掲載すること。

※各市町村から最低ひとつ以上の認定文化財を写真付きで掲載すること。

※文化財すべてを掲載する必要はない。

※協議会で作成した HP、ガイドブック等画像、資料については利用可能とする。

③一般参加者を対象とした講習会に使用することから、日本遺産について予備知識が無くても理解できるような分かりやすい内容とすること。

④テキストに、文化庁のシンボルマーク、日本遺産ロゴマーク、文化庁補助事業名「日本遺産魅力発信推進事業」を記載すること。

⑤主な日本遺産や観光地を掲載した地図を盛り込むこと。

※地図については、縮尺の都合などで文化財等の正確な位置を示せない場合、大体の位置や所在地域を示すこと。

⑥日本遺産の説明と、認定された「会津の三十三観音めぐり」の文化財一覧表、ストーリーの説明を記載すること。

4) アドバイザー認定講習会用テキスト

※受講の際には「一般講習会用テキスト」も併用する事を前提として作成する。

①規格：A4、4色カラー、40ページ程度、中綴じ
(印刷：上質紙 44.5 kgを想定)

②認定文化財、会津地域の主要な観光素材について掲載すること。

なお、認定文化財等については、一般講習会用テキストより詳細な内容とし、歴史的背景、伝承、特色等についても解説するなど、観光ガイドを行う際の資料として活用できる水準のものとする。

※文化財すべてについて掲載する必要はない。

※各市町村から最低ひとつ以上の観光素材を掲載すること。

③観光ガイドとして必要な知識として、基本的なマナー、心構え、会津地域の観光素材と日本遺産を巡る実用的なモデルコース例などを掲載すること。

④テキストに、文化庁のシンボルマーク、日本遺産ロゴマーク、文化庁補助事業名「日本遺産魅力発信推進事業」を記載すること。

7. 成果品

- ・調査

調査資料を格納したCD-R等を1部提出すること。

- ・テキスト

①PDF処理した原稿データ

②掲載した各素材のJPEG形式の画像データ ※転用可能なサイズで

③EPSデータ

④見本 各1部

※①～③はCD-R等を1部提出すること。

8. 納入場所 極上の会津プロジェクト協議会事務局（会津若松市観光課内）

9. その他

①テキストの著作権は全て発注者に帰属することとする。

- ②画像データについて、発注者が転用する場合に提供元の承諾等が必要なものがある場合は、それがわかるような資料を納品時に提出すること。
- ③引用・転載をする場合については、その出典を明記すること。
- ④掲載写真は、受注者独自に撮影もしくは各市町村役場等で借用すること。
- ⑤各テキストは、それぞれ連動したデザインにすること。
- ⑥その他、仕様にないものは発注者と協議の上決定する。